

(別記様式)

[II. 3]

項目	(3) ①金融横断分野 ア 金融規制・監督手法の見直し
修正案	<p>これら2つの方法は、どちらかを二者択一で用いるものではなく、規制の局面に応じて相互補完的にベスト・ミックスとなるように組み合せていくことが重要であるが、現行の金融規制は、依然としてルール・ベースの規制に軸足が置かれており、<u>最適な組み合わせになっていない</u>との指摘がある (①)。</p> <p>エンフォースメントの明確性・透明性の向上も必須である。<u>たとえば、検査や行政処分のプロセスの不透明さ</u> (②)、<u>監督・検査で一部実質的なダブル・スタンダードが形成されていること</u>によりもたらされる不明確性等をより一層改善していくことが必要である (③)との意見も聞かれる。具体的には、<u>事務ガイドラインと検査マニュアルを実質的に一本化すること</u> (④)、<u>検査における弁護士等の同席を認めること</u> (⑤)、<u>行政処分の根拠を予め公表された処分基準に照らしてより具体的に公表していくこと</u> (⑥)、<u>ノーアクションレターの更なる活用等</u>、様々な方策が検討されるべきである。</p> <p>したがって、わが国金融・資本市場の国際競争力強化の観点から規制をより改善していくために、ルール・ベース、プリンシップル・ベース規制の最適な組み合わせに向けた総合的検討を行うと同時に、<u>自主規制機能と金融当局による監督との適切な役割分担の検討を進め</u> (⑦)、更に、<u>金融監督行政のエンフォースメントの明確性・透明性の向上へ向けた様々な方策についても検討を行い</u>、それに必要な措置を講じるべきである。</p> <p>特にホールセール分野、とりわけプロの投資家のみが参加する分野の監督については、<u>金融イノベーションを通じた利用者利便の向上、国際競争力の強化等の観点から可能な限り規制を緩和するとともに、プリンシップル・ベースの規制の活用するために、必要な措置を講じる</u> (⑧) べきである。</p>
修正理由	<p>⇒下線部の削除</p> <p>① 現行の金融規制がルール・ベースの規制に軸足が置かれているとのご指摘であるが、金融庁では、これまでもルール・ベースのアプローチとプリンシップル・ベースのアプローチを相互補完的に組み合わせて監督を行ってきたと考えている。例えば、銀行業や保険業においては、免許制に基づく高い参入規制を設け、金融機関に対し高い水準の行動規範等を前提としたプリンシップル・ベースに十分な比重を置いた監督を行ってきており、ルール・ベースの規制に軸足を置いているとのご指摘の記述は、適当ではないものと考える。</p> <p>② 金融検査については、実施に当たっての基本的考え方及び実施手続等を明確化した「金融検査に関する基本指針」(平成17年7月策定)に基づく検証を実施しており、また、金融機関に対する行政処分については、監督指針等でその着眼点及び基本的な事務の流れを公表していることから、それらのプロセスが不透明であるとのご指摘は当たらないものと考える。</p>

- ③ 「監督・検査で一部実質的なダブル・スタンダードが形成」との記述が具体的に何を想定しているのかが不明であるが、検査と監督については、これまでも密接に連携を図ってきているところであり、ダブル・スタンダードによりもたらされる不明確性があるとの記述は適当ではないものと考える。
- ④ 事務ガイドラインと検査マニュアルを実質的に一本化することについては、「実質的に一本化」が何を指すのかが不明であるが、これまでも検査部局と監督部局で適切に連携を図り、金融機関の経営の健全性等の確保に努めてきたところであり、検査・監督それぞれの目的を踏まえ、その具体的な着眼点等を事務ガイドライン（監督指針を含む）及び検査マニュアルを示すことが、金融機関に対する行政の明確性・透明性を確保する上でより効果的であると考えている。
- ⑤ 検査における弁護士等の第三者の立会については、「金融検査に関する基本指針」にて、主任検査官が特段の事情があると判断した場合には、これを認めることとしており（基本指針Ⅱ 3－2（9）ハ.）、現状においても弁護士等の同席は可能であることから、規制改革の対象として改めて議論すべき対象にはなりえないと考える。
- ⑥ 行政処分の根拠については、既にその基準を「金融上の行政処分について（平成19年3月1日公表）」で示しているところであり、各行政処分の処分理由は当該基準又は法令に照らし具体的に公表していることから、当該記述は適当ではないものと考える。
- ⑦ これまで、金融関連の各業法における自主規制機関の役割は区々であったが、金融商品取引法の成立・施行により、既存の自主規制機関は法律上の「金融商品取引業協会」と位置付けられ、自主ルールの策定、会員調査、苦情解決・あっせん等の自主規制機関の役割（当局との役割分担）が明確化されたところである。当該事実を踏まえた上で、どのような役割分担を行うべきとの問題意識に基づくのかが不明であり、当該記述は適当ではないものと考える。
- ⑧ プリンシピル・ベースの規制の活用には、対象となる金融機関が尊重すべき重要な原則や規範（プリンシピル）を示すことが前提であるが、ご指摘のプロの投資家ののみが参加する分野については、未だその市場の創設を検討している段階にあり、現時点において当該分野のプリンシピルを検討することは困難であることから、適当ではないものと考える。

府省等 金融庁	部局 監督局	課室 総務課 証券課 総務課	
	検査局		